# 各種届出のご案内

日田市上下水道局

## 指定事項変更届

名称や所在地などの指定事項に変更が生じた場合は、当該変更のあった日から30日以内に次のとおり書類を提出してください。

#### 【提出書類】

		1	2		3	4	(5)	6
		指定給水装置工事事業 者指定事項変更届出書 (様式第1)	誓約書 (様式第2)	定款の 写し	登記事項 証明書	住民票の写し	位置図 外観、内観写真	旧指定給水装置 工事事業者証
氏名または 名称	法人	0	_	0	0	_	-	0
	個人	0	_	-	-	0	-	0
住 所	法人	0	-	0	0	-	_	_
	個人	0	_	-	-	0	-	_
代表者	法人	0	0	0	0	_	-	0
役員	法人	0	0	0	0	_	-	_
事業所の 名称	法人	0	-	0	0	_	〇(外観写真のみ)	_
	個人	0	-	_	-	-	〇(外観写真のみ)	0
事業所の 所在地	法人	0	-	0%	0%	-	0	_
	個人	0	_	_	-	0%	0	_

#### ※留意事項※

- ③ 登記事項証明書:発行日から3ヶ月以内の履歴事項全部証明書の原本。
- ※ 事業所の所在地が記載されていない場合は、事業所の所在地を証明できるものが必要となります。 (例:所在地証明書、納税証明書、賃貸借証明書)
- ④ 住民票の写し: 発行日から3ヶ月以内の原本、個人番号の記載のないもの。
- ※ 事業所の所在地が記載されていない場合は、事業所の所在地を証明できるものが必要となります。 (例:所在地証明書、納税証明書、賃貸借証明書)
- ⑥ 指定給水装置工事事業者証の交付を受けている場合。

### 給水装置工事主任技術者選任 · 解任届

給水装置工事主任技術者を選任・解任したときは、当該事由が生じた日から速やかに「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」(様式3)を書類を提出してください。

なお、選任する場合は、当該「給水装置工事主任技術者の免状の写し」を添付してください。

# 事業の廃止・休止・再開届

指定給水装置工事事業者を廃止・休止の場合は、当該事由が生じた30日以内、再開の場合は、 当該事由が生じた10日以内に「指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書」(様式8)を提出してください。

また、廃止・休止する場合は、「給水装置工事主任技術者解任届出書」(様式3)を併せて、提出してください。 再開する場合は、「給水装置工事主任技術者選任届出書」(様式3)を併せて提出してください。

なお、「日田市指定給水装置工事事業者証」の交付を受けている場合は、廃止・休止の際に返納する必要がありますのでご注意ください。

#### 事業の運営等の確認事項に変更が生じた場合

上下水道局に提出した事業運営等の確認事項に変更が生じた場合は、「指定給水装置工事事業者 指定 更新時確認事項」(様式4)を速やかに提出してください。

#### 組織変更および個人の代表者変更(相続)の場合

	内容	Ē	届出方法		
個	法人化	個人⇒法人(法人⇒個人 の	廃止届 及び 指定申請		
人	相続	相続人が事業を継続したいと	廃止届 及び 指定申請		
	組織変更	合同会社 合名会社 合資会社	廃止届 及び 指定申請		
法		有限会社⇒株式会社(同一法	指定事項変更届		
人		合同会社・合名会社・合資会	指定事項変更届		
	合併			Aは 指定事項変更届	
		指定工事店Aと	AがBを吸収合併	Bは 廃止届	
		指定工事店Bが合併	ᆄᄼᆉᄼᆌᄼ	A、Bともに 廃止届	
			新会社C設立	Cは 指定申請	
		会社Aと指定工事店Bが合併	Aが指定工事店Bを吸収合併	Aは指定申請、Bは廃止届	
		云社AC相比工事店Bか合併	新会社C設立(新設合併)	Bは廃止届、Cは指定申請	